

赤穂ロイヤルホテル

宿泊約款

(本約款の適用)

- 第1条 1. 当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関連する契約はこの約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令又は慣習によるものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受の拒絶)

- 第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動をする法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が泥酔者で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められた時、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(氏名等の明告)

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項

(予約金)

- 第4条 1. 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

- 第5条 1. 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし団体客（ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の2日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数がでた場合には切り上げる）については、この限りではありません。

違約金申し受け規定

- (1) 一般客
 - イ. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ロ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
 - ハ. 不泊の場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%
 - (2) 団体客（15人以上）
 - イ. 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
 - ロ. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ハ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%
 - ニ. 不泊の場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%
2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

- 第6条 1. 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントデスクにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。
- (1) 第3条第1号の事項。
 - (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
 - (3) 出発日及び時刻。
 - (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックアウトタイム)

- 第8条 1. 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて、客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、規定の追加料金を申し受けます。
- (1) 午後0時まで・・・1泊室料金の30%
 - (2) 午後3時まで・・・1泊室料金の50%
 - (3) 午後5時以降・・・1泊室料金の100%

(料金の支払い)

- 第9条 1. 料金の支払いは通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード、もしくは旅行小切手クーポンにより、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊者は当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

- 第11条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき。
 - (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

- 第12条 1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行なった時、又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終了します。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含む、その後の宿泊料金はいただきません。

(営業時間)

- 第13条 当ホテルの施設の営業時間は、次の通りとします。
- (1) 日本料理・寿らく亭……………1階
ご昼食……………午前11:30～午後2:00
ご夕食……………午後5:00～午後9:00
 - (2) イタリアントマト・カフェ……………1階
午前7:00～午後9:00
 - (3) 前各号の営業時間は、当ホテルの事情により変更する場合があります。